

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします



春の大型連休も終わり、6月に突入しようとしています。

近年は一年中体調を崩しやすい時期だと言われる気がしますが、夏に備え体調を整えていきましょう。

給与明細書の見方

今年度のスクールサポート便りでは、給与明細書の見方について特集します。第1回目は**調整額**と**教職調整額**についてです。ぜひ、ご自身の明細書を確認してみてください。また、日向・東臼杵ブロック共同学校事務室だより5月号にも掲載されていますので合わせて活用してみてください。

(給料の)調整額 **概要**:職務内容、勤労条件等が同じ職務の級に属する他の職に比べ、著しく特殊な職を占める職員に対して支給されます。小・中・義務教育学校では特別支援学級又は通級教室を担当し、特別支援教育に直接従事している職員に級ごとに支給されます。

支給額 = 調整基本額(表参考) × 調整数(特別支援・通級は1)

※基本額が給与月額の4.5%を超えるときは、当該給料月額4.5%に相当する額になります。

●3級で人事委員会規則の定める給料月額の方は調整基本額11,800円になります。

(定年前再任用短時間勤務職員は10,000円)

教職調整額 **概要**:義務教育諸学校等の教育職員の職務と職務態様の特殊性に基づき支給されます。(校長、副校長、教頭を除く)

支給額 = 給料月額 × 4%

転入された方や臨時の任用職員の方々の諸手当(住居手当、通勤手当等)は、

今月分の給与で支給されていますので、各自明細書をご確認ください。(4・5月分)



令和7年度自動車税の納入をお願いいたします。
期限は6/2(月)までとなっています。

美郷町共同学校事務室4・5月の取り組み

〈第1回共同学校事務室運営協議会の開催〉

共同学校事務室では、町内の学校事務をより効率的に処理するため事務職員が共同で事務作業を実施しており、その効果的な運用について検討する組織が共同学校事務室運営協議会です。4月22日に美郷町3校の校長、教育委員会の皆さんにお越しいただき運営協議会を開催し、共同学校事務室の今年度の取組について協議を行いました。

〈第1回メンター研修の開催〉

5月13日にメンター研修が行われました。みさと文庫についての成り立ち及び著作権について学習しました。教育支援の在り方を学べて貴重な時間になりました。



〈ゴールデンウィーク小嘶〉

皆さんはゴールデンウィーク(GW)の由来をご存じでしょうか。私は毎年連休を謳歌しているながら全く知らなかつたためこの機会に調べてみました。

諸説あるようですが、一般的に最有力とされているのは、映画会社「大映」が、興行成績がよかつた春の大型連休を「黄金週間」と名付けた説だそうです。

今では映画業界に限らずGWという名称が定着し、サービス業における繁忙期の一つとなっていますね。

もうすぐ5月も終わろうとしていますが、なんと次の連休は7月の下旬です！

土日と年休を有効に使い、疲労をためないよう夏休みまで乗り切りましょう。

